

## 令和 8年度 給与支払報告書(総括表)について

平素から、税務行政につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、給与支払報告書の提出に際しましては、事務効率化のため、本状の総括表をご使用くださいますようお願い申し上げます。

特別徴収とは別に普通徴収の給与支払報告書は、普通徴収申請書で区分けて特別徴収の後につけてご提出ください。

また、税理士等へ依頼される場合は、この用紙をお渡しください。

※総括表の記載内容に変更がある場合は、正しいものに朱書きで訂正してください。

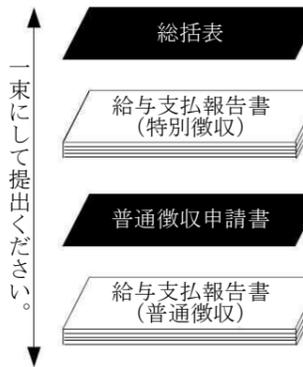
<お問い合わせ先>

〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉2870番地  
久米島町役場 税務課  
TEL (098) 985-7127

(給与支払報告書総括表 在中)

「総括表」と「給与支払報告書」は、  
令和 8年2月2日までにご提出ください。

提出時の注意点について



- 給与支払報告書を作成の際は、各人の1月1日現在の住所を確認してください。
- 受給者のフリガナ、生年月日、個人番号は必ずご記入ください。(同姓同名の間違い防止のため)
- (源泉・特別)控除対象配偶者及び扶養親族の個人番号についてもご記入ください。
- 摘要欄には、「前事業所名・前職分給与・社会保険料額・源泉徴収税額」、「普通徴収の申請理由 a～f」をご記入ください。
- 居住地と住民登録地が異なる場合には、摘要欄に住民登録地を記載してください。
- 普通徴収申請書には、普通徴収の申請理由ごとに人数をご記入ください。
- 給与支払報告書提出後に、特別徴収対象者が退職・転勤等の異動が生じた場合は、異動届を提出してください。

### ◆ 特別徴収のメリット

- 従業員（給与所得者）
  - ① 毎月の給与から天引きされるため納め忘れがありません。
  - ② 一人ひとりが每期ごとに金融機関に出向く手間を省くことができます。
  - ③ 1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。(普通徴収は年4回で納めます)
- 給与支払者（特別徴収義務者）
  - ① 所得税と異なり、税額計算や年末調整の必要がありません。
  - ② 従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることができます(納期の特例)。

## 令和 8年度 給与支払報告書 (総括表)

久米島町長様

指 定 番 号

年 月 日 提出

給与の支払期間	年 月分から 月分まで											
給与支払者の個人番号又は法人番号												
フリガナ		事業種目										
給与支払者の氏名又は名称		受給者員		人								
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称		報告人員	特別徴収対象者	人								
フリガナ			普通徴収対象者(退職者)	人								
同上の所在地	郵便番号		普通徴収対象者(退職者を除く)	人								
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		報告人員の合計		人								
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	氏名 (電話 )	所 務 署 轄 名		税務署								
関与税理士等の氏名及び電話番号	氏名 (電話 )	給与の支払方法及びその期日										
前職給与額の合算有無		納入書の送付		必要 ・ 不要								
		前職給与額の合算有無		合算している ・ 合算していない								

(久米島町提出用)

久米島町長様

## 普通徴収申請書

指定番号

事業者名

### 個人住民税普通徴収への切替理由の記入について

個人住民税(町民税・県民税)を給与から特別徴収できない方(下記事項のいずれかに該当する方)については、給与支払報告書摘要欄に該当記号(a～f)をご記入下さい。下記事項に該当しない方は、法の規定により特別徴収となります。

略号	申請理由(下記7項目以外の理由は不可)	人数
a	常時2人以下のお手伝いさんなどのような家事使用人のみの事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者(給与の支払が不定期な場合を含む)	人
c	退職者又は休職者(5月31日までに予定している者を含む)	人
d	給与額が少なく税額が引けない者	人
e	他の事業所で特別徴収される者(乙欄適用者)	人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は除く)	人
普通徴収申請者 合計人数		人

※ 該当記号の記入がない場合は、特別徴収となります。

(久米島町提出用)